

運営・維持管理委託仮契約書(案)に対する質問・意見への回答

ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
70	2	第4条	第1項	契約の保証	契約保証金等の差し入れは、運営・維持管理委託契約締結後ではなく、運営開始日(委託業務開始日)までに、としていただけませんか。また、変更しただけでない場合、整備期間中は何年度の支払予定額を基準として保証金額を算出することになりますでしょうか。	運営・維持管理委託契約仮契約書(案)を以下のとおり修正します。 「乙は、別紙2に基づき契約保証金を、運営開始日までに甲に差し入れるものとする。」
71	2	第5条	第4項	業務遂行	「要求水準書添付の「表 性能試験の項目と方法」(引渡し時試験)」に記載する基準値(但し、事業者提案における自主規制値がこれより厳しい場合は、事業者提案における当該数値とする。以下同じ。)」とは、設計建設請負工事契約第47条第2項に記載の「表 性能試験の項目と方法(引渡し時試験)」に記載する本施設の性能試験の項目と保証値」と同義と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
72	2	第5条	第4項	業務遂行	「乙は、要求水準書添付の「表 性能試験の項目と方法」(引渡し時試験)」に記載する基準値(但し、事業者提案における自主規制値がこれより厳しい場合は、事業者提案における当該数値とする。以下同じ。)を確実に確保するものとする。乙による要求水準書添付の「表 性能試験の項目と方法」(引渡し時試験)」に記載する基準値の未達は、乙による運営・維持管理委託契約の債務不履行とみなされるものとする。」とありますが、基準値の未達が甲の責めに帰すべき事由による場合(受入廃棄物の量・質に起因する場合を含みますが、これらにかぎられないものとし、)及び甲乙いずれの責めにも帰すことのできない事由による場合は、乙の債務不履行とはみなされないものと理解してよろしいでしょうか。	乙が、要求水準書に示す発熱量の範囲を外れていることが原因であることを明確に示した場合においては、債務不履行とはみなしません。
73	3	第5条	第5項	業務遂行	「乙は、本業務に関する住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、甲はかかる紛争の解決につき、乙に協力するものとする。」とありますが、本施設の設置そのものに関する苦情については、甲の責任において対応し、解決を図るものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
74	3	第5条	第5項	業務遂行	「乙は、甲が締結することとなる住民協定等を十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解、協力を得よう努力しなければならない。」とありますが、当該協定の内容を遵守するために追加費用等が必要な場合は、甲がこれを負担するものと理解してよろしいでしょうか。また、当該協定を甲が締結する際には、その内容について事前に乙と協議をして頂きますようよろしくお願いいたします。	ご質問のとおりです。また以下については内容の協議を行います。
75	4	第9条	第1項	緊急時の対応	「乙は、要求水準書に従い、運営開始日の60日前までに、災害発生マニュアルを作成するものとし、要求水準書及び災害発生マニュアルに基づき、自己の費用により、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含める関係者に対して緊急事態発生時の通報しなければならない。」とありますが、要求水準書に従い作成するマニュアルとは、「運営・維持管理業務編 要求水準書 第9章 第6節 災害時の対応」に記載されるマニュアルのことと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書 第9章 第6節 の内容を含みますが、それに限られません。詳細については組合と協議の上決定します。
76	7	第17条		委託料の支払	委託料を前払い化することにより、SPC経費(資金調達コスト等)の低減が図られると思料します。しかし、現在の契約書案では、委託料は後払いとされています。そこで、委託料を前払い化する前提で運営・維持管理委託仮契約書を修正して頂けないでしょうか。	前払いはできませんが、委託料の支払いを毎月に変更することとします。提案書には、事業期間を通じて組合が支払う固定料金の委託料1の総額を、各年度の支払い金額(各年度の金額については参考扱い)とともに記載してください。(様式33を添付1のとおりします。)なお、実際の支払額は、業務計画書とともに見積りを提出していただき決定します。そして、その1/12を固定料金の委託料2(コース相当分)、変動料金とともに毎月支払うこととします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
77	7	第17条			委託料の支払	コークスやA重油、灯油、プロパンガス等の燃料のように、近年価格が比較の変動し易い品目については、調達コストの実費を事後に精算して頂くことで、SPC経費の大幅な低減が図られると料思います。従いまして、コークス及びA重油、灯油、プロパンガス等の燃料の調達コストに関して、各事業年度ごとの精算条項(実際にコークス及びA重油、灯油、プロパンガス等の燃料の調達に要した価格とコークス及びA重油、灯油、プロパンガス等の燃料それぞれの単価を前提に計算した金額との差額を精算して頂くものです)を追加して頂けないでしょうか。	運営・維持管理委託仮契約書(案)に示したとおりとします。ただし、コークス以外の燃料等に関して、組合が負担する物価変動リスクを委託料に反映する方法(主にインデックス選定を想定)について、落札者決定後に事業者との協議に応じます。
78	8	第26条	第2項		第三者への賠償	「甲は、前項の定めるところに従って、乙が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。」とありますが、乙の責めに帰すべき事由で甲が住民等への損害賠償をした場合における乙への求償を想定される主旨は理解いたしますが、このような状況で甲が住民等に賠償を行うときには、乙が当該住民等と貴組合との交渉に参加させていただくか、若しくは甲乙で協議を行い、合意した上で行うものと理解してよろしいでしょうか。	住民が乙の参加を望まないことも想定されますので、ご指摘の交渉に乙の参加を約することはできません。なお本項は乙の合意を要件とする規定ではありません。
79	11	第37条			不可抗力又は法令変更による契約解除	「なお、乙は、本条に基づく解除をするにあたり、第29条第3項又は第31条第3項に基づく対応方法についての通知を甲が行わないことを事前に確認しなければならない。」とありますが、第29条第3項又は第31条第3項に基づく対応方法についての通知を甲が行うことを確認し、乙の申出による契約解除を行うことができなくなった場合であっても、当該確認を行った日から 1日以内に甲からの対応方法の通知が無い場合は甲からの通知がないものとみなして、乙は運営・維持管理委託契約を解除できるよう、修正いただきたくお願い致します。	運営・維持管理委託仮契約書(案)に示したとおりとします。
80	12	第42条	第4項		知的財産権	「甲は、運営・維持管理委託契約に基づき乙が甲に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、運営・維持管理委託契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、その利用の目的は本業務に関するものに限られるものと理解してよろしいでしょうか。	本業務に限られるものではありません。
81	19	別紙4	2		支払方法	維持管理業務の対価について、事業者の利益にかかる税流出を回避し、貴組合の委託料を圧縮するため、毎年度金額にバラツキのある費用については、委託料の支払もバラツキのある方式を許容いただきたく、お願い致します。	固定料金の委託料1(コークス相当分を除く)について、ご質問の提案を認めることにします。提案書には、事業期間を通じて組合が支払う固定料金の委託料1の総額を、各年度の支払い金額(各年度の金額については参考扱い)とともに記載してください。(様式33を添付1のとおりします。)なお、実際の支払額は、業務計画書とともに見積りを提出していただき決定します。そして、その1/12を固定料金の委託料2(コークス相当分)、変動料金とともに毎月支払うこととします。
82	21	別紙4	3	(1)	委託料2(コークス相当分の固定料金、変動料金)	「(t-1)年度の物価指数の年度平均値」とありますが、実際に委託料の改定が行われる年度の前年の物価指数の年度平均値が明らかになるのは、当該改定が行われる年度の6月以降になるものと思料します。従いまして、委託料の物価指数を用いた算定方法については、甲乙間で別途協議をさせて頂けないでしょうか。	運営・維持管理委託仮契約書(案)に示したとおりとします。ただし、月毎の支払いに変更することで、物価変動による委託料の改定に問題が生じる場合は、当該年度内の可能な限り早い段階での支払いにおいて調整することとします。
83	21	別紙4	3	(1)	委託料2(コークス相当分の固定料金、変動料金)	コークス以外の費目については、物価改定の指標が全て消費者物価指数とされています。この点、コークス以外の費目で消費者物価指数に連動しない費目については、物価改定の指標を民間事業者から提案するものに変更させて頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、コークス以外の燃料等に関して、組合が負担する物価変動リスクを委託料に反映する方法(主にインデックス選定を想定)について、落札者決定後に事業者との協議に応じます。
84	21	別紙4	3	(1)	委託料2(コークス相当分の固定料金、変動料金)	コークスに関する物価改定の指標は、「財務省貿易統計による指数」とされています。この点、当該指数のコークスへの適用が不適切になったと合理的に判断できる場合は、コークスに関する物価改定の新しい指標について、別途協議の上策定できるものと理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理委託仮契約書(案)に示したとおりとします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
85	23	別紙6			不可抗力の場合の費用分担	「不可抗力が生じた場合、1事業年度中に発生した追加費用又は損害の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。」とありますが、これは、不可抗力により生じた損害及び費用を、損害及び費用の発生の都度ではなく、事業年度ごとに清算するという趣旨のものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。